

第13回尼崎市動物愛護管理推進協議会次第

とき 平成26年5月26日(月)
ところ 尼崎市議会棟 第3委員会室

- 1 第12回議事要旨の確認について
- 2 協議事項に基づく意見交換について
- 3 その他について

(添付資料)

- 資料1 第13回尼崎市動物愛護管理推進協議会出席予定者名簿
- 資料2 第12回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨(案)
- 資料3 尼崎市動物愛護センターの事業概要
- 資料4 動物愛護推進員の皆さまへ
- 資料5 人と犬の共生ガイドブック
- 資料6 人と猫の共生ガイドブック

第12回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨（案）

1 日 時

平成26年2月24日（月） 午後2時から午後4時まで。

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

（1）委 員7名（五十音順 敬称略）

入江昭子、上田つた子、植村興、笹木眞理子、佐藤由希子、瀬戸口敬幸、藤村貴代美

（2）事務局

田原生活衛生課動物愛護担当係長

4 議事の概要

（1）第10回及び第11回会議の議事要旨について

第9回協議会で事務局から提示された議事要旨の作成方法により第10回、第11回の議事要旨をホームページに掲載しているが、第13回以降の作成方法について年度明けにあらためて協議することとなった。

（2）「震災で消えた小さな命展」の開催結果について

平成26年1月27日から2月2日まで市役所本庁舎南館1階市民ホールで開催された「震災で消えた小さな命展」の開催結果について、事務局から説明が行われた。

（3）「震災で消えた小さな命展」特別講演会の開催結果について

平成26年1月29日に市議会棟2階議員総会室で開催された「震災で消えた小さな命展特別講演会」の開催結果について、事務局から説明が行われた。

（4）動物愛護推進員の応募状況について

事務局から動物愛護推進の応募状況と今後の事務的な流れについて説明が行われた。

また、動物愛護推進員制度をより良いものとしていくために、次年度は協議会においても、推進員の活用について協議を行うことを確認した。

（5）今後の取り組みについて

事務局から、今年度の処分頭数などの概要について説明が行われた後、今後の具体的な取り組みについて意見交換を行なった。

以 上

尼崎市動物愛護センターの事業概要

1、狂犬病予防関係業務

(1) 犬の登録及び鑑札・狂犬病予防注射済票の交付等

犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付等に関する業務を行うとともに、犬の登録原簿の管理を行なっています。

また、犬の登録にともなう鑑札の交付と狂犬病予防注射の実施にともなう狂犬病予防注射済票の交付事務については、市民の利便性を図るため、尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医院でも交付を受けることができます。

年 度	H20	H21	H22	H23	H24	H25
新規登録件数	1804	2144	1612	1400	1305	1211
注射済票交付件数 (市委託獣医院分)	13138 (10240)	13822 (10598)	13681 (10837)	13423 (10854)	13226 (10824)	13074 (10728)
転入転出件数	377	372	364	684	417	400

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発及び指導

市報あまがさき、地域での文書回覧、及びホームページなどの媒体を通じて犬の登録及び狂犬病予防注射に関する啓発を行なっています。

また、3月末に狂犬病予防注射の実施に係る案内通知を犬の飼い主に送付するとともに、10月頃（一社）尼崎市開業獣医師会の協力により未注射の犬の飼い主に対して再通知による指導を行なっています。

2、動物愛護管理関係業務

(1) 放浪犬の捕獲、収容

市民等からの通報により、係留されていない犬の捕獲、収容を行っています。

(犬の捕獲頭数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
成 犬	32	8	17	22	22	24

※捕獲頭数には遺失物法にもとづく警察署からの処分依頼数を含む。

(2) 犬・猫の引取り

やむを得ない理由により飼えなくなった犬・猫の引取りを行っています。

また、飼い主の判明しない犬・猫についても拾得者からの依頼により引取りを行なっています。

(犬の引取り頭数)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
成 犬	所有者	114	68	4	12	8	12
	拾得者※	61	39	18	20	28	29
	計	175	107	22	32	36	41
子 犬	所有者	2	4	0	0	0	0
	拾得者※	11	0	12	9	6	1
	計	13	4	12	9	6	1
合 計		188	111	34	41	42	42

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数を含む。

(猫の引取り頭数)

		H20	H21	H22	H23	H24	H25
成 猫	所有者	43	16	12	4	9	3
	拾得者※	29	13	25	11	21	13
	計	72	29	37	15	30	16
子 猫	所有者	23	3	13	18	3	6
	拾得者※	568	492	521	324	283	262
	計	591	495	534	342	286	268
合 計		663	524	571	357	316	284

※拾得者からの引取り数には警察署からの引渡書による引取り数と遺失物法にもとづく処分依頼数含む。

(3) 負傷動物の収容と応急処置

道路、公園、その他公共の場所において、交通事故などの理由により負傷した、若しくは疾病にかかった犬・猫等のペット動物の収容を行い、応急処置等を行なっています。

また、負傷動物の治療等については、(一社) 尼崎市開業獣医師会にも委託しており、市委託獣医院でも応急処置等を受けることができます。

(負傷犬・猫の収容頭数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
犬	4	3	5	1	1	4
猫	37	53	26	37	43	40

(4) 収容動物の返還、殺処分

収容した犬・猫等の飼い主が判明した場合は返還を行いますが、一定期間経過後も飼い主が判明せず、また譲渡希望の申し出もない場合は殺処分することになります。

(収容犬・猫の返還頭数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
犬	33	12	5	11	14	12
猫	0	0	4	1	6	7

(収容犬・猫の殺処分頭数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
犬	173	97	35	19	7	1
猫	693	575	561	385	299	207

(5) 収容動物の譲渡

収容した犬・猫を一定の要件のもと尼崎市民に譲渡しています。譲渡は事前登録制となっています。

また、尼崎小動物愛護推進協会の協力により、譲渡した犬・猫の不妊・去勢手術費用の一部助成等を行なっています。

(収容犬・猫の譲渡頭数)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
犬	17	13	15	35	42	58
猫	2	11	26	14	53	112

(6) 動物に関する相談等

動物愛護センターには、犬の糞の放置や放し飼い、鳴き声など犬・猫等の飼い方に関する苦情や相談が数多く寄せられます。相談内容に応じて現地確認を行うなど必要な指導、助言を行なっています。

また、飼い犬や飼い猫の逸走や保護等に関する問い合わせにも応じています。

(動物に関する苦情相談件数)

	内 容	H21	H22	H23	H24	H25
犬	飼い方等に苦情・相談	135	98	86	93	92
	不明・保護の問い合わせ	466	375	336	324	263
猫	飼い方等の苦情・相談	104	105	116	101	101
	不明・保護の問い合わせ	158	149	221	229	205
その他	飼い方等の苦情・相談	10	6	20	5	8
	不明・保護の問い合わせ	21	22	16	30	41
合計	飼い方等の苦情・相談	249	209	222	199	201
	不明・保護の問い合わせ	645	546	573	583	509

(7) 適正飼養に係る普及啓発

市報あまがさき、地域での文書回覧及びホームページなどの媒体を通じて適正飼養に関する普及啓発を行なっています。特に、犬のふんの放置問題に対しては、地域住民に注意を喚起するため尼崎小動物愛護推進協会が作成した啓発プレートとステッカーの配布を行なっています。

(8) 野良猫対策活動

野良猫によりもたらされる地域の生活環境の悪化に対し、地域が主体となって不妊手術を行い、野良猫による被害を減らすとともに、その必要性などの話し合いを通じて地域内のコミュニケーションの活性化を図っています。

尼崎市はこの活動を促進するため、野良猫の不妊手術に係る費用の一部助成を行なっています。

(助成件数)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
100	100	100	100	100	170	200

(9) 学校飼育動物適正指導等委託事業

学校飼育動物との関わりを通じ、子どもたちに命の大切さや、思いやりの心を育み、豊かな人間形成の基礎を培うため、尼崎市開業獣医師会と協力して、「学校飼育動物訪問指導」、「講習」、「学校飼育動物の診療」等を行っています。
【補足説明：平成21年度より尼崎市開業獣医師会と尼崎市が当該事業について委託契約を締結しています】

(小学校、幼稚園における活動実績)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
講習等	2回	2回	2回	2回	1回	1回
学校飼育動物 訪問指導等	9回	8回	13回	15回	17回	16回
学校飼育動物 の診療等	9校	6校	5校	5校	5校	5校

(10)動物取扱業の登録等

ペットショップなどの動物取扱業の登録等を行っています。

また、全ての既存施設を対象に年に一度、立入調査を実施しています。

(動物取扱業登録数及び登録施設数)

(平成25年3月末時点)

販売業	保管業	貸出し業	訓練業	展示業	計	施設数
38	78	1	16	4	137	117

(11)特定動物の飼養許可等

特定動物(人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」で定める動物)の飼養許可等を行っています。

動物愛護推進員の皆さまへ



尼崎市動物愛護センター

平成25年度

1 はじめに

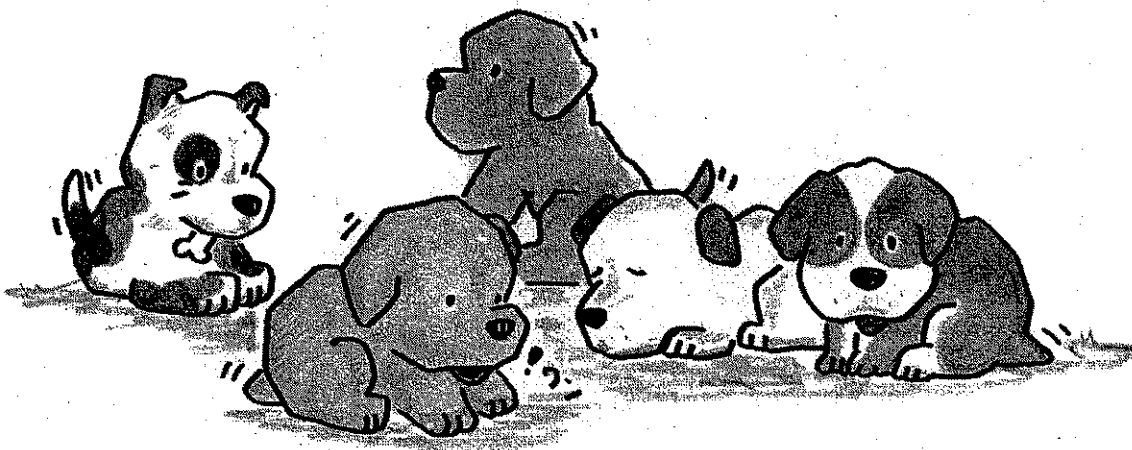
本日、お集まりの皆さま、この度は動物愛護推進員に応募いただきありがとうございます。

本市では今年度、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づく動物愛護推進員を新たに委嘱することになりました。

動物愛護推進員とは、動物への理解と知識の普及のため、地域の身近な相談員として、住民の相談に応じたり、求めに応じて飼い方の助言をするなど動物の愛護と適正飼養の普及啓発等の活動を行う方です。

また、動物愛護推進員活動の大きな柱は、動物の飼い主としての責任が適切に確保されるよう、環境省が定める「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及であるとされています。

「人と動物が共に幸せに暮らせる社会」の実現に向けた、協働の取り組みの推進にご協力くださいますようお願いいたします。



2 動物愛護推進員制度の概要について

(1) 委嘱期間

平成28年3月31日まで(約2年間)

(2) 活動内容

動物愛護推進員の活動内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」第38条で規定されています。

(動物愛護推進員)

第38条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- (2) 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(2)及び(3)については、「その求めに応じて」と規定されていますので、相手方の求めがあることを前提として助言、支援などを行うことができると限定されていますが、(1)、(4)及び(5)については、規定上そのような限定はありません。

ただし、立入検査や勧告等の行政権限は当然ありませんので、(1)の活動についてもボランティア活動が基本であり、行政が行う権限行使は含まれていません。

なお、当然のことですが(2)から(5)の活動についてもボランティアが基本となります。

(1)に関連する活動例として、飼い主からの適正飼養に関する相談を受けることがあります。住民間のトラブル解消の仲裁に引き込まれるなど、ボランティア活動では対応できない事例に遭遇することもありますので、民事の争いに引き込まれないように注意する必要があります。

また、動物愛護推進員は市から委嘱を受けるため、市の施策に反するような活動は基本的にはできないこととなります。

動物愛護推進員の活動例としては、次のようなものが挙げられます。

- ① 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
例：「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」の普及啓発
例：飼い主から適正飼養に関する相談の受付
- ② 市民に対して、その求めに応じ、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
例：地域住民や飼い主に対して繁殖制限措置の必要性についての普及啓発
例：飼い主からの求めに応じて繁殖制限措置に関する助言
- ③ 犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受けられる機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。
例：地域住民や飼い主に対して終生飼養の必要性についての普及啓発
例：飼い主からの求めに応じて犬猫の譲渡に関する支援や情報提供
- ④ 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をする事。
例：犬猫の適正飼養普及啓発
例：収容動物の譲渡（返還）促進
例：犬猫の所有者明示措置の普及促進
- ⑤ 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。
例：被災犬の世話

(3) 遵守事項

- ア 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- イ 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し、遵守すること。
- ウ 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- エ 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
- オ 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないように努めること。
- カ 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- キ 動物愛護センターの指示に従うこと。

(4) 解任事項

- ア 暴力団員又は暴力団員密接関係者に該当することが判明した場合
- イ 上記遵守事項のいずれかに反する行為を行なった認められる場合
- ウ 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- エ 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- オ 尼崎市外に居住地を移動した場合
- カ 本人から解任の申し出があった場合

(5) 費用負担

動物愛護推進員活動に対する報償費や交通費、保険料などの費用負担は一切ありません（すべてボランティアとなります）。

(6) 活動報告

年に一度、「動物愛護推進員活動報告書」により活動内容を報告していただきます。

(7) 研修会

動物愛護推進員の相互交流等を図るため、年一度開催する研修会に参加していただきます。

3 ボランティア活動の心構え（一般論）

(1) ボランティアとは

ボランティア活動を広辞苑で引くと、「志願する、奉仕する、篤志することであって、自ら進んで社会活動などに参加すること」と書いてあります。

すなわち自由意志で参加して、人のためになって、自分でもよい体験をする活動が求められることです。

このことから、ボランティア活動に従事するときに特に考えるべき事項は次のとおりです。

- ア 自由意志で参加すること。
- イ 自分にあったものを選んで楽しみながら活動すること。
- ウ 報酬を求めないこと。
- エ 奉仕活動として参加すること。
- オ 利益追求の業務でないこと。
- カ 自分の再発見を促すものであること。

また、これらの活動でボランティアが守らなければならないこととして、次のことがあげられます。

- ア 無理のない活動
- イ 約束を守る活動
- ウ 責任を持つ活動
- エ 仲間と仲良く楽しい活動
- オ プライバシーを守る活動
- カ ボランティア活動の限界を認識

(2) 接 遇

- ア 身だしなみ
清潔感、真面目に見える及び状況に即した服装
- イ 言葉づかい
丁寧な言葉及びあいさつ
- ウ コミュニケーション
好印象、専門用語及び日常の行動

(3) 自分を守るために

- ア すぐに来てと言われても行かない
- イ 不用意に住所や電話番号を知らせない
- ウ 出来ることと出来ないことがあるとはっきり伝える
- エ 電話での対応については、対応可能な時間帯を守ってもらう
- オ 活動内容を周りの人にも知ってもらう
- カ 情報が少ない動物に不用意に触らない
- キ 金品の貸し借りには応じない
- ク お礼をくださる人がいても、現金やそれに近い高額なものは断る
- ケ 動物愛護推進員だからといって動物の引取りに応じる義務はない
- コ 動物の一時預かりには注意する。

4 動物愛護管理関係法令

- ・狂犬病予防法（厚生労働省）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（環境省）
- ・家庭動物の飼養及び保管に関する基準（環境省）
- ・動物の愛護及び管理に関する条例（兵庫県）

(1) 狂犬病予防法

ア 総 則

目的、適用範囲及び狂犬病予防員

イ 通常措置

犬の登録、狂犬病予防注射、抑留及び輸出入検疫

ウ 狂犬病発生時の措置

届出義務、隔離義務、移動の制限など

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律

ア 総 則

目的、基本原則など

イ 基本指針等

基本指針、

動物愛護管理推進計画 → 兵庫県動物愛護管理推進計画

(26年4月に改定予定)

ウ 動物の適正な取扱い

①総則（動物の所有者等の責務など）

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第7条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の

支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること(以下「終生飼養」という。)に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる

②第一種動物取扱業(第一種動物取扱業の登録など)

③第二種動物取扱業(第二種動物取扱業の届出など)

④周辺の生活環境の保全等に係る措置

⑤動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置(特定動物の飼養等の許可など)

⑥動物愛護担当職員

工 都道府県等の措置

①犬及び猫の引取り

②負傷動物等の収容

③犬及び猫の繁殖制限

④動物愛護推進員の委嘱など

才 雑 則

動物を殺す場合の方法など

力 罰 則

愛護動物を虐待した場合の罰則など

(3) 家庭動物の飼養及び保管に関する基準（環境省）

ア 一般原則

- ①健康及び安全を保持しつつ、生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うとともに、終生飼養するよう努める。
- ②人の生命、身体及び財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように努めること。
- ③飼養に先立って、将来にわたる飼養の可能性について、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。
- ④家畜化されていない野生動物等の飼養については慎重に検討すること。

イ 定義

家庭動物等の定義

ウ 共通基準

- ①健康及び安全の保持、②生活環境の保全、③適正な飼養数
- ④繁殖制限、⑤動物の輸送、⑥人と動物の共通感染症に係る知識の習得等
- ⑦逸走防止等、⑧危害防止、⑨緊急時対策

エ 犬の飼養及び保管に関する基準

- ①放し飼いの禁止
- ②けい留時の注意事項
- ③周辺地域住民への迷惑の防止
- ④適正なしつけ
- ⑤屋外で運動させる場合の遵守事項
- ⑥危険犬を屋外で運動させる場合の注意事項
- ⑦継続して飼養することができなくなった時の留意事項
- ⑧子犬の適切な譲渡時期について

オ 猫の飼養及び保管に関する基準

- ①適正な飼養による他人への迷惑の防止
 - ②屋内飼養の推奨と周辺地域住民への迷惑の防止
 - ③繁殖制限
 - ④継続して飼養することができなくなった時の留意事項
 - ⑤子猫の適切な譲渡時期について
 - ⑥飼い主のいない猫を管理する場合の遵守事項
- （以下省略）

(4) 兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例

ア 総則

目的、県の責務、市町の責務、県民の責務、動物の所有者等の責務

第6条 動物の所有者等は、当該動物の習性、生理、生態等を理解し、当該動物にみだりに苦痛を与えないように注意するとともに、人の生命、身体又は財産(以下「人の生命等」という。)に害を加え、及び近隣に迷惑を掛けないように適正に飼養し、又は保管するように努めなければならない。

2 動物の所有者は、畜産その他の正当な理由がある場合を除き、当該動物を可能な限り終生飼養するとともに、終生飼養できなくなった場合には、自らの責任において、新たな所有者を見つける等当該動物に飼養を受ける機会を与えるように努めなければならない。

3 動物の所有者は、当該動物がみだりに繁殖してこれを自ら飼養し、又は新たな所有者を見つけること等が困難になるおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

イ 動物愛護思想の高揚等

- ① 県の動物愛護思想の高揚等
- ② 市町の動物愛護思想の高揚等

ウ 動物の適正な飼養及び保

① 動物の所有者等の遵守事項等

・ 動物の所有者等の遵守事項

第10条 動物の所有者等(法第10条第1項に規定する第一種動物取扱業(以下「第一種動物取扱業」という。)を営む者及び法第24条の2第1項に規定する第二種動物取扱業(以下「第二種動物取扱業」という。)を行う者を除く。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (2) 疾病の予防等動物の健康管理を行うこと。
- (3) 離乳前の動物の譲渡等を行わないこと。
- (4) 動物の種類、大きさ、習性、飼養数、飼養目的等に応じた施設を必要に応じて設けること。
- (5) 動物の汚物等を処理し、動物を飼養し又は保管する場所を常に清潔にすること。
- (6) 動物が逸走した場合は、自らの責任において発見し、及び収容するように努めること。

こと。

(7) 動物がみだりに道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物を汚し、又は損傷しないようにすること。

(8) 動物の異常な鳴き声、体臭等により、他人に迷惑を掛けないようにすること。

(9) 動物の飼養又は保管の作業を行う者の健康管理に留意すること。

・飼い犬の有者等の遵守事項

第11条 飼い犬の所有者等は、前条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬の種類、大きさ、発育状況、健康状態等に応じて適正な運動をさせること。

(2) 飼い犬の習性、生理、生態等を理解した上で、当該飼い犬にあったしつけを行い、所有者等の制止に従うように訓練すること。

第12条 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が人の生命等に害を加えないように、これを鎖等でつないでおかななければならない。ただし、次に掲げる場合で当該飼い犬が人の生命等に害を加えるおそれがないときは、この限りでない。

(1)～(6)・・・省略

2 飼い犬の所有者等は、当該飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所において糞を排せつした場合には、直ちに当該糞をその場所から除去しなければならない。

・特定動物の有者等の遵守事項

・実験動物の有者等の遵守事項

②事故発生時の措置等

・事故発生時の措置など

③実験動物の飼養又は保管の届出

工 動物の収容等

①飼い犬の収容

②負傷動物の収容後の措置

③公示及び処分

④動物の譲渡

⑤野犬の掃とう

才 雑 則

標識の掲示、措置命令など

力 罰 則

犬の放し飼い、犬の糞を放置した場合の罰則など

5 動物愛護推進員の活動事例

(1) イベント等への参加、協力

例：行政や団体などが行う啓発イベントなどへの参加
(犬のしつけ教室講師、啓発チラシの配布、飼育相談、パネル展示など)

(2) 犬のしつけ教室、動物の飼い方教室の実施

例：行政や団体などが実施するしつけ教室などに講師やスタッフとして参加

(3) 動物の譲渡のあっせん

例：継続飼養できなくなった飼い主からの相談に応じた譲渡先のあっせん
例：動物愛護センターに収容された動物の譲渡先のあっせん

(4) 学校等への支援

例：小学校などの児童及び教師に対するウサギの飼い方指導
例：小学校での「いのちの授業」の実施

(5) 相談への対応（苦情ではない）

例：犬の鳴き声が原因で苦情を受けている飼い主へのアドバイス

(6) 普及啓発

例：ショッピングモールなど人が多く集まる場所での飼育マナー向上のための
チラシなどの配布

(7) 野良猫対策活動への支援

例：TNR活動への協力

6 今後について

(1) 活動の支援

動物愛護推進員の皆さまがより円滑な活動を行なえるよう、必要に応じて、協議会での議論を踏まえながら活動支援についての検討を行なっていきます。

例：市ホームページでの動物愛護推進員の広報など

(2) 情報交換会

研修会とは別に「情報交換会（任意参加）を行います。
第1回目は、6月を予定しています。

(3) 連絡方法

「メール」→「FAX」→「郵送」の順とします。

お問い合わせ先 尼崎市動物愛護センター TEL 06-6434-2233 FAX 06-6434-2293 E-mail ama-seikatsueisei@city.amagasaki.hyogo.jp
--

尼崎市動物愛護推進員設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第38条の規定に基づき動物愛護推進員（以下「推進員」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 推進員は公募とし、次の各号をすべて満たす者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 尼崎市内に居住する20歳以上の者
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意を有する者
- (3) 動物愛護管理法その他動物関連法令に反する行為等により行政から文書による指導、勧告又は命令を受けたことのない者
- (4) 市が実施する「動物愛護推進員委嘱前講習会」を受講した者
- (5) 暴力団員又は暴力団員密接関係者でない者
- (6) 第6条第1項第1号から第4号までのいずれかの規定により推進員を解任されたことのない者

2 市長は、推進員に対し、「動物愛護推進員証」(様式1号)を交付するものとする。

(委嘱期間)

第3条 推進員の任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(活動内容)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について市民の理解を深めること。
- (2) 市民に対して、その求めに応じ、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- (3) 犬、猫等の動物の所有者等の求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受けられる機会を与えるために譲渡のあっせんその他必要な支援をすること。
- (4) 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために市が行う施策に必要な協力をすること。
- (5) 災害時において、市が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(遵守事項)

第5条 推進員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公共の秩序に反した行為を行わないこと。
- (2) 推進員には公務員に準ずるような職務資格がないことから、施設等への立入調査や監視指導、措置命令などの権限がないことを理解し、遵守すること。

- (3) 推進員の立場を利用し、営利を目的とした活動を行わないこと。
- (4) 活動を行ううえで知り得た個人情報等を第三者に漏らさないこと。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とすること。
- (5) 活動を行うにあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに、差別的な扱いや不快の念を抱かせないように努めること。
- (6) 活動を行うにあたっては、「動物愛護推進員証」を必ず携行し、相手から求めがあった場合は提示すること。
- (7) 動物愛護センターの指示に従うこと。

(解 任)

第6条 推進員が、次のいずれかに該当する場合には、市長はこれを解任することができる。

- (1) 第2条第5号に該当することが判明した場合
- (2) 第5条各号のいずれかに反する行為を行なった認められる場合
- (3) 推進員としての責務を果たさないと認められる場合
- (4) 推進員としてふさわしくないと認められる場合
- (5) 尼崎市外に居住地を移動した場合
- (6) 本人から解任の申し出があった場合

2 推進員は、前項の規定により解任された場合には、「動物愛護推進員証」を市長に返納しなければならない。

(費用等)

第7条 推進員活動に対する報償費や交通費など諸経費は支給しないものとする。

(報告等)

第8条 推進員は、推進員活動を行なったときは、「動物愛護推進員活動報告書」(様式2号)により、市長に報告しなければならない。

(研修会)

第9条 推進員の相互交流と技術研鑽を図るため、市が実施する委嘱後研修会に参加しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の活動等についての必要な事項は市長が定める。

以 上

付 則

- 1 この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、当初の委員の任期は、平成27年度末までとする。

皆さまへのお願い

今回、途中辞退がなければ31名の方が、動物愛護推進員に委嘱されます。

本来ならば全員を一堂に会して説明会を行うべきところではありますが、現実的に無理なことから受講機会を複数回設けることとしました。

すると、他にどのような方が動物愛護推進員になっているのか知りたいとの要望が出るのが予想されます。

そこで、このような要望があった場合、皆さまが提出いただいた応募用紙をもとに、次のような名簿を作成し、希望者に配布したいと思います。

(名簿のイメージ)

氏名	住所	電話番号	Fax番号	携帯番号	電子メールアドレス	活動経験	特記事項
☆田 ○子	西昆陽 4-1-1	6434- 2233	6434- 2293	090- 1234- 5678	ama@city. amagasaki. jp	収容犬の 里親探し活動	犬の譲渡活動に 取り組みませんか

ただし、「個人情報の問題」がありますので、どの項目を開示してよいか、皆さまお一人おひとりのご意思を確認させていただく必要があります。

申し訳ありませんが、開示してもかまわない項目に「○印」を入れてくださいますようお願い申し上げます。

あと、他の推進員に伝えたいことなどの「特記事項」がございましたら、ご記入くださいますようお願い申し上げます。

あと、市民からの相談等に対して動物愛護推進員として対応が可能な事項について具体的にご記載くださいますようお願いいたします。

尼崎市長さま

動物愛護推進員名簿を作成するにあたり、下表の「○印」を入れた項目並びに、特記事項欄に記載した事項を開示（掲載）することに同意します。

平成26年 月 日

氏 名 _____

項 目	動物愛護推進員名簿を作成するにあたり開示（掲載）しても構わない項目に「○印」を入れ、開示（掲載）してはならない項目に「×印」を入れてください。
氏 名	
住 所	
電 話 番 号	
ファックス番号	
携 帯 番 号	
電子メールアドレス	
活 動 経 験	

特 記 事 項

市民からの相談等に対して動物愛護推進員として対応が可能な事項

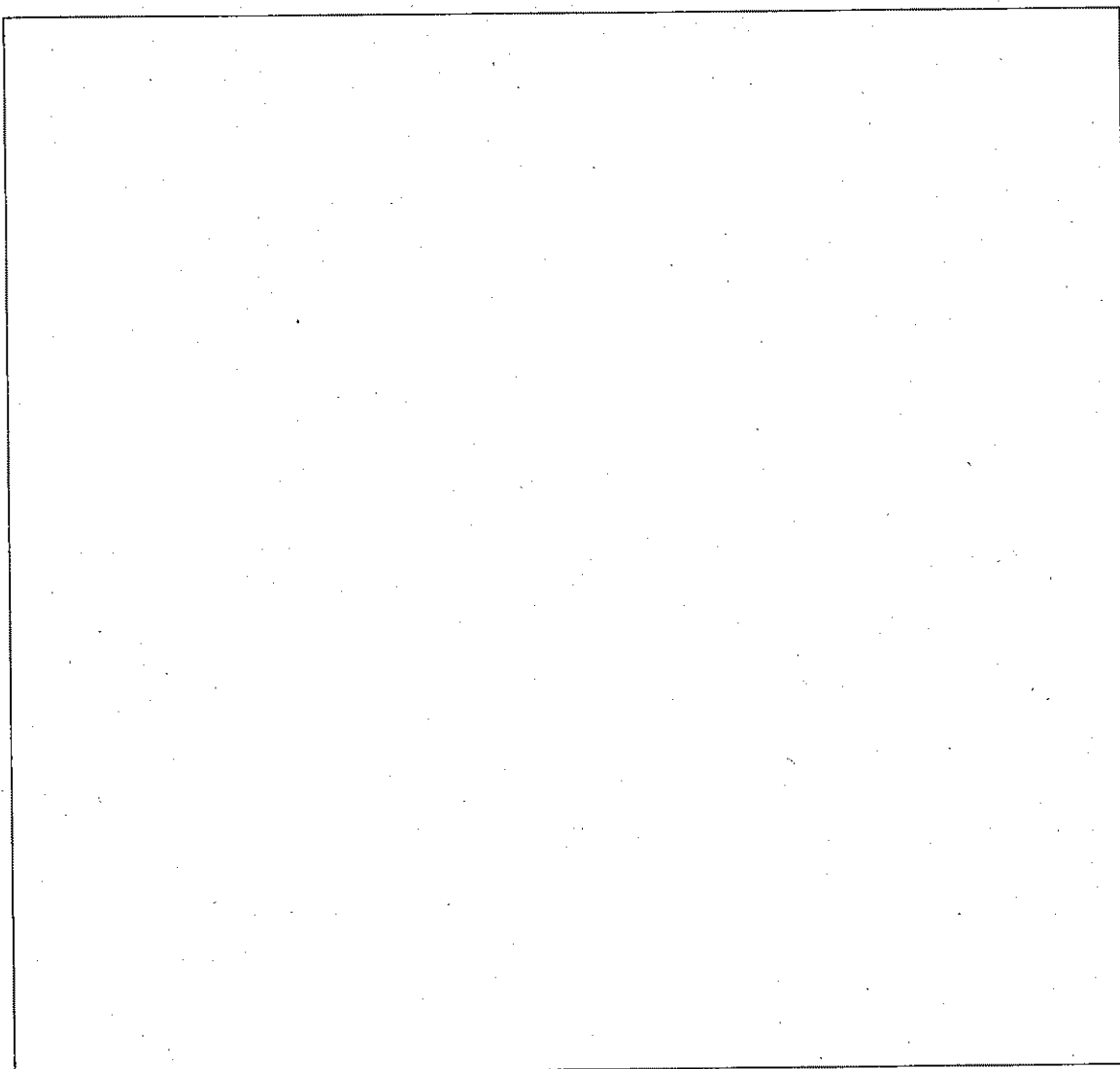
氏名 _____

例：犬の問題行動への対処についての助言

例：町内会での犬の飼い方講習会の実施

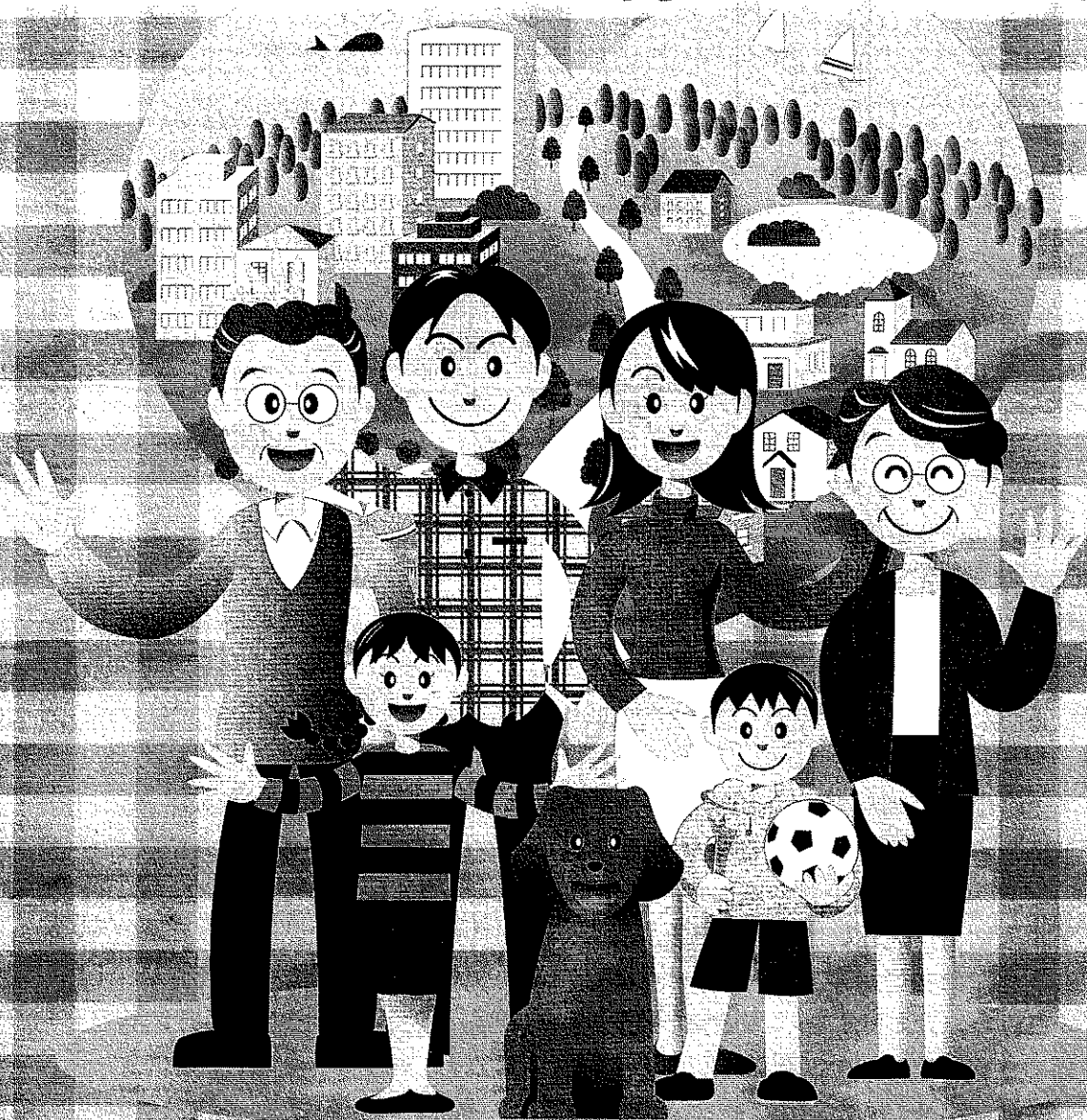
例：飼えなくなった犬の里親探しの協力

例：TNR活動を行いたい方からの相談（費用負担を除く）



人と犬の共生 ガイドブック

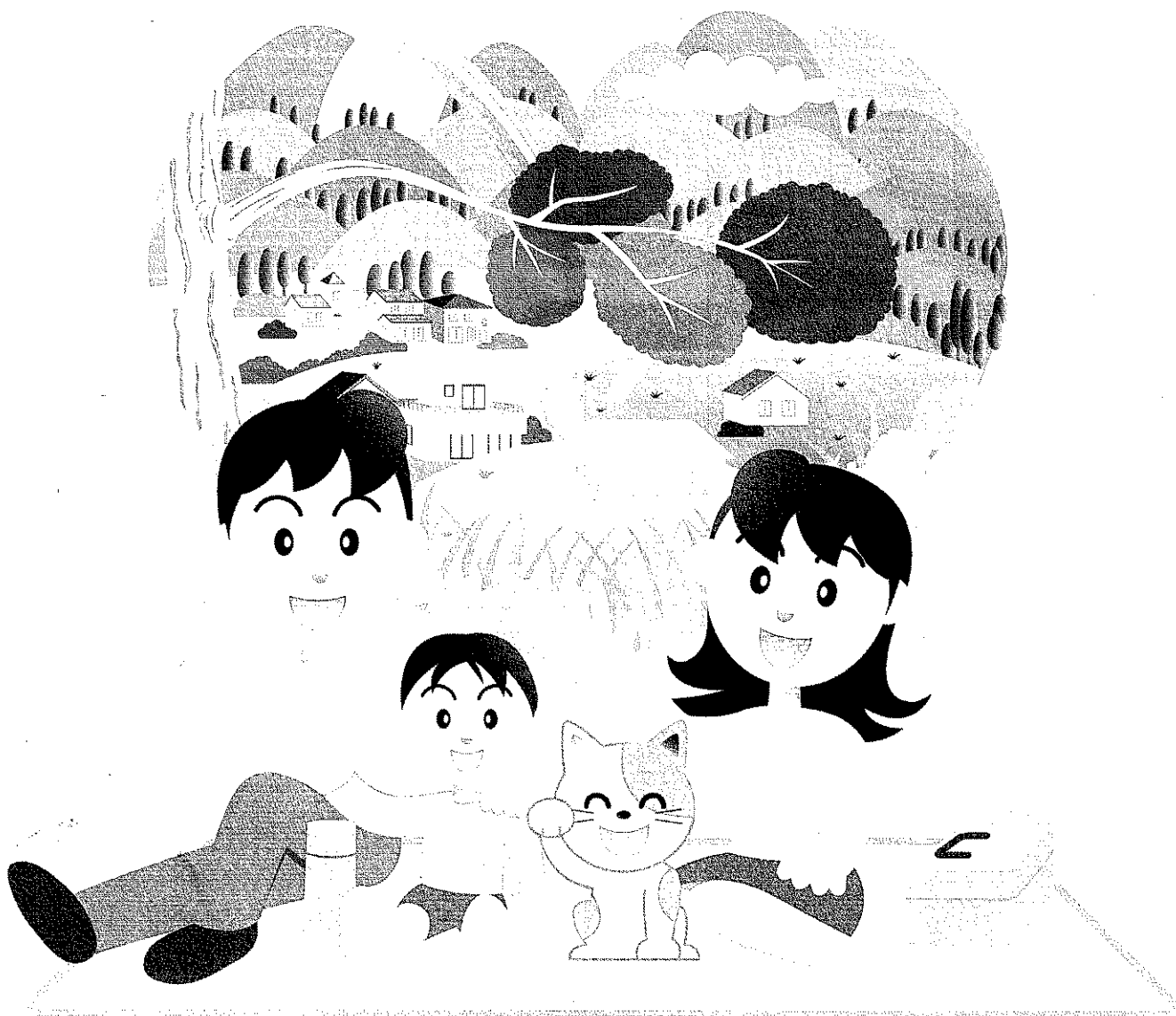
人と犬の調和のとれた街づくりをめざして



尼崎市

人と猫の共生 ガイドブック

人と猫の調和のとれた街づくりをめざして



尼崎市